
プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 152 回から第 154 回までの実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 152 回実務対応専門委員会（2022 年 11 月 22 日開催）、第 153 回実務対応専門委員会（2022 年 12 月 20 日開催）及び第 154 回実務対応専門委員会（2023 年 1 月 19 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析について聞かれた意見

範囲

（通貨建資産）

第 154 回実務対応専門委員会

2. 今回開発する実務対応報告においては、必要最小限の取扱いを定めることを目的としており、現時点で、発行時の金銭の払込額と券面額が異なる事例が出てくるかは明らかでないため、電子決済手段が券面額と同額である場合のみを実務対応報告において扱い、券面額と異なる場合は、実務対応報告で取り扱わないとする事務局の提案に賛同する。なお、発行時の金銭の払込額と券面額が異なる事例が実際に想定される場合、公開草案の意見募集でコメントが寄せられると考えられるため、その際はコメント対応等を通じて調整を図っていただきたい。

（外国電子決済手段）

第 154 回実務対応専門委員会

3. ここまでの議論は、国内で発行される電子決済手段を前提としている。外国電子決済手段については、外国の法令の規制により発行されるため、国内で発行される電子決済手段と前提が異ならないか、追加の検討が必要と考える。

第2号電子決済手段

第152回実務対応専門委員会

4. 発行者は、一定期間、第2号電子決済手段と第1号電子決済手段の交換を制限することができるか、また、法律上、それらの交換を制限することを可能にするような定めはないという理解でよいか、ご確認いただきたい。なお、交換に制限がないという前提であれば、第1号電子決済手段と同等の会計的な意味合いを持つという点は、理解できる。

第3号電子決済手段

第154回実務対応専門委員会

5. 電子決済手段の会計処理で、信用リスクが検討対象から外れている前提は、預金保険等で担保されているという前提があったと理解している。外貨預金¹については、預金保険の対象にならないと考えられるため、追加の検討が必要と考える。

開示

(貸借対照表における表示)

第152回実務対応専門委員会

6. 法定通貨担保型のステーブルコインについては、世界的な潮流としても、現金及び預金と同じように見るべきという意見が多いと感じている。したがって、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段を、「現金及び預金」に含めて表示するという事務局の提案に同意する。
7. 現状の定義における「現金及び預金」と比較して、電子決済手段が大きな比重を占めるようになるということは、現時点で想定し難いと考える。仮に今後、財務諸表における電子決済手段の重要性が増した時には、改めて区分掲記について検討するという事後的な対応でも問題ないと考える。
8. 電子決済手段が資産的な裏付けのあるリスクが低いものであるというこれまでの議論を前提とすれば、貸借対照表での別掲や注記をすることの有用性は低いと考える。ただし、議論の前提が崩れるような状況が事後的に生じた場合には、その際に会計処理や注記も含めて、改めて検討が必要と考える。

¹ 第3号電子決済手段については、円貨建てに限られることを前提に審議を進めていたが、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令案により、第3号電子決済手段が円貨建てに限られないことが明らかとなった。

9. 法定通貨と完全に同一とはいえない電子決済手段について、貸借対照表での別掲や金額の注記が不要といえるかは、もう少し議論が必要と考える。
10. 「企業内容の開示に関する内閣府令」(第二号様式)の(73)主な資産及び負債の内容(a)では、現金と預金に区分するとされている。したがって、表示科目は「現金及び預金」に含めるかだけでなく、「現金」と「預金」のいずれで表示すべきかまで明らかにすべきかどうかを検討する必要があると考える。

その他の論点

(外貨換算)

第152回実務対応専門委員会

11. 例えば、外貨建ての第1号電子決済手段と円建ての第2号電子決済手段を交換する取引が可能な制度となっているか、ご確認いただきたい。

(キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲)

第152回実務対応専門委員会

12. キャッシュ・フロー計算書における取扱いや注記について、既存の会計基準を改正するのではなく、電子決済手段の実務対応報告に記載する方が、利用者にとって有用であるとする。

(預託)

第153回実務対応専門委員会

13. 仲介者又は発行者(以下「仲介者等」という。)の預託の会計処理については、預託の制度設計(自己で管理するのか、信託で管理するのか。信託の場合、自益信託なのか他益信託なのか等)により、会計処理が変わる可能性があるため、関連する内閣府令等の公表を待ち、具体的な制度設計が明らかになってから改めて検討する必要があると考えられる。
14. 仮に仲介者等が顧客から預かった電子決済手段を信託会社等へ信託する場合、仲介者等の会計処理については、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」及び実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」を参考に整理することが望ましいと考える。

15. 仲介者等が顧客から預かった電子決済手段を信託会社等へ信託する場合において、仲介者等が委託者となる場合は、信託銀行の受託者としての会計処理は直接的には参考にならないと考える。
16. 仲介者等が顧客から預かった電子決済手段を信託会社等へ信託する場合、仲介者等の開示については、信託会社や信託銀行における信託業法の開示との整合性も検討する必要があると考える。
17. 仲介者等が顧客から預かった電子決済手段を自己で管理する扱いとなる場合、償還請求権が誰に帰属するかが必ずしも明らかではないという前提であれば、預かった電子決済手段を仲介者等の貸借対照表に資産計上するという事務局の提案に賛同する。
18. 現金の所有者の会計処理は、現金を預ける場合と金銭の信託をする場合とで、会計処理が異なる。電子決済手段を現金に類似する性格と整理する場合、電子決済手段の所有者について、どのような会計処理を行う必要があるかについても検討すべきと考える。

第 154 回実務対応専門委員会

19. 実務対応報告第 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」第 55 項では、暗号資産には現金と同様に個別性がない点について言及されているが、今回の資料では、電子決済手段の個別性について言及せず、倒産隔離に着目して、オフバランスとしている。実務対応報告の基準化にあたっては、結論の背景で、実務対応報告第 38 号で言及していた個別性についてどのように判断したのか、記載することを検討していただきたい。

(その他)

第 152 回実務対応専門委員会

20. 電子決済手段の所有者は、保有している電子決済手段が、第 1 号電子決済手段から第 4 号電子決済手段のいずれに該当するかを判断する情報を入手できるか。また、電子決済手段の所有者が判断するための情報入手について、何らかの制度上の定めがあるか。これらの点についてご確認いただきたい。

以 上